

淡路夢舞台におけるホテル等の運営事業者公募に係る質問回答(公募要領等に関するもの)

※1 参加資格に関する質問については、受付期限を過ぎているため、除外しています。
※2 守秘義務対象資料に関連する質問(黒塗り部分)については、守秘義務誓約書を提出し、かつ、参加資格審査を通過した者に対して、別途、開示します。

No.	資料名	頁	項目名	質問内容	回答(260512)
1					
2					
3					
4					
5					
6	公募要領	5	3(4)譲渡対象当社雇用	事業譲渡に伴い、ホテル等の事業に従事されている社員のうち、継続雇用を希望される方を中心に承継することになると理解していますが一方で、株式会社夢舞台として引き続き担われる業務に従事される社員は、どのような役割・機能を担っていかれる想定でしょうか。	(株)夢舞台社員の継続雇用については、公募要領16(3)「事業運営に関する事項」エに記載のとおりです。
7	公募要領	5	3(4)譲渡対象当社雇用	譲渡対象当社雇用については、事業契約に伴い、退職の上新たに雇用するのではなく、既存の雇用契約を承継するということでしょうか。	優先交渉権者の提案内容に基づき、当該優先交渉権者と協議する想定です。
8					
9	公募要領	5	3(5)譲渡総価額及び本公募における提案価格	提案価格対象に「D.当社雇用」とありますが、雇用契約の価値を算定するというより、承継される雇用契約の負債を考慮して価格を減額する要素になるということでしょうか。	提案価格の考え方や算出方法等については、各応募者で適切に判断してください。
10	公募要領	5	3(5)譲渡総価額及び本公募における提案価格	提案価格対象に「D.当社雇用」とありますが、雇用契約の承継に伴い、未払賃金・社会保険料や退職金に関する債務は承継されることになるのでしょうか。	質問No.7の回答をご参照ください。
11					
12					
13	公募要領	5	3(5)譲渡総価額及び本公募における提案価格	提案価格対象に「C.当社保有の譲渡対象当社契約」とありますが、これは、各契約に基づき行われる事業の価値のことでしょうか。	ご認識のとおりです。
14					
15					

16	公募要領	5	3(5) 譲渡総価額及び本公募における提案価格	「提案価格の内訳として、県有財産譲渡契約に対応する県有財産譲渡価額分(A)及び事業譲渡契約に対応する事業譲渡価額分(B～D)の金額を明示し、それぞれの金額の算出根拠を示すこと。」とある一方で、「事業譲渡価額分について、項目別(B,C,D)の内訳の明示は不要である。」とありますが、金額の算出根拠を明示する際にBCDの内訳も結果として明示する形になってしまうと思います。この文言の意図・趣旨をご教示ください。	内訳そのものが提案価格の点数算定に影響しないという趣旨のものであり、算出根拠を明示する上で、項目別(B,C,D)の内訳が明示されることは妨げません。 なお、内訳及び算出根拠の記載に関しては、公募要領3(5)「譲渡総価額及び本公募における提案価格」の記載をご参照ください。
17					
18					
19	公募要領	6	3(7) 県有財産譲渡予定日及び事業譲渡予定日	現状有姿での引き渡しとあるが、社会通念上補修が必要な修繕箇所に対し、修繕を依頼することは可能でしょうか。	現状有姿の引き渡しとなるため、修繕の依頼はできません。
20	公募要領	6	3(7) 県有財産譲渡予定日及び事業譲渡予定日	各資産について譲渡以降に破損があった場合の機能保証期間は設定されているか	譲渡以降に破損があった場合の機能保証期間は設定しません。
21	公募要領	11	11 競争的対話	今後の事業ビジョンの解像度を上げるため、各種デューディリジェンスを行うことは可能でしょうか。	優先交渉権者の決定過程において、県及び(株)夢舞台として、個別現地見学会及び競争的対話の実施以外の対応を行うことは想定していません。
22	公募要領	11	11 競争的対話	今後の事業ビジョンの解像度を上げるため、各種デューディリジェンスを行うことが可能な場合、その時期はいつでしょうか。	質問No.21の回答をご参照ください。
23	公募要領	11	11 競争的対話	競争的対話の際に各種専門家を交えて質問、回答を得ることは可能か。	競争的対話の参加者は、参加資格審査を通過した応募者に限定します。
24	公募要領	11	競争的対話	競争的対話は希望する参加者ごとに個別で行われる理解でしょうか。ご教示下さい。	参加を希望する応募者の単位で行います。
25	公募要領	13	14 応募の辞退	提出書類提出後に応募を辞退する場合、又は優先交渉権者選定後に契約締結に至らない場合に、応募者に対するペナルティその他の不利益取扱い(違約金、保証金の没収、次回以降の公募参加制限、指名停止その他これに類する措置を含む。)があれば、その有無及び内容をご教示ください。(提案審査段階、優先交渉権者選定後、契約締結後で取扱いが異なる場合は、それぞれご教示ください。)	提案審査段階及び優先交渉権者選定後から契約締結までの間の辞退についての本公募におけるペナルティはありません。契約締結後については、県有財産譲渡仮契約書(案)及び事業譲渡契約書(案)をご参照ください。
26	公募要領	13	15 応募の無効	「(8) 提案価格が本案件の想定価格を下回る場合」とありますが、どのような基準で想定価格を設定されているか、根拠となる考え方や大凡の目線があればお示しいただけますでしょうか。	想定価格及びその算定方法については非公表としています。 合わせて、質問No.9の回答をご参照ください。
27	公募要領	13	16 契約条件	「(3) 事業運営に関する事項」の「エ」において「被雇用者本人の希望に沿う条件で雇用するよう努めること。」とありますが、ホテルを改修するために一定期間の休館が必要と判断する場合、当該休館期間に弊社の他の事業所での就労をお願いしたものの受け入れていただけない場合は、雇用継続ができないことになるが、この場合はやむを得ない事情として考慮いただけますでしょうか。	譲渡後も引き続き就労を希望する者の継続雇用は必須としていますが、継続雇用の際の被雇用者本人の希望に沿う条件での雇用は必須ではなく努力義務としています。雇用については優先交渉権者選定後個別具体の事情に応じて判断となる事象が多いことにも鑑み、ご記載いただいたような外形的事実だけを以て即座に提案の不履行や契約違反等とみなされるとは限りません。
28	公募要領	14	16 契約条件 (1) 県有財産譲渡契約及び事業譲渡契約における共通事項 エ	(エ) 政治的用途・宗教的用途で使用してはいけないとあるが、既存教会での宗教的イベントやダイバーシティの上の施設(祈禱室など)は対象外との認識でよろしいでしょうか。	社会通念上、適当と認められる用途での使用は可能です。

29	公募要領	14	16 契約条件 (2) 県有財産に関する事項 ア	提案時に提示した用途が、提案時の想定とは異なる施設あるいは部屋等で実装されることは問題ないでしょうか。	譲渡後5年間は、原則として提案時に提示された内容での利用を求めます。ただし、県と契約事業者が協議の上で県の承認を得た場合はこの限りではありません。
30	公募要領	14	16 契約条件 (2) 県有財産に関する事項 ア	ホテル関連施設において、ホテル事業を主な用途としながら、ホテル事業以外の用途を副次的な機能として提案することは問題ないでしょうか。	副次的な機能であれば問題ありません。
31	公募要領	14	16 契約条件 (2) 県有財産に関する事項 ア	ホテル関連施設において、ホテル事業以外の用途を副次的な機能として認めない場合(ホテル事業のみに用途制限される場合)、その意図をご教示ください。	質問No.30の回答をご参照ください。
32	公募要領	14	16 契約条件 (2) 県有財産に関する事項 ア	5年間は用途変更を行ってはいけないと記載があるが、5年間という期間の根拠をご教示ください。	「淡路夢舞台 創造的再生の基本方針」の考え方を踏まえ、少なくとも5年間は用途変更を行わずに運営していただくことを条件としています。
33	公募要領	14	16 契約条件 (2) 事業運営に関する事項 ウエオ	別表第六記載のバス関連施設、日仏友好のモニュメント展示台、航空機騒音測定器について、現時点での取決め又は取扱いはどのような内容になりますでしょうか。	公募要領16(2)「県有財産に関する事項」ウ、エ、オに記載の通りです。
34	公募要領	14	16 契約条件 (2) 県有財産に関する事項 カ	占有物以外の埋設物等が判明した場合、県は一切の責任は負わない。とありますが、現状把握している市が所有している埋設物一式の開示は可能でしょうか。	市が所有している埋蔵物一式については把握していません。
35					
36	公募要領	14	16 契約条件 (3) 事業運営に関する事項 ア	大磯寮について用途変更の承認について「県又は当社」という表現においては片方の合意のみ取れば問題ないでしょうか。	ご認識のとおりです。
37	公募要領	15	事業運営に関する事項	「【別紙1】株式会社夢舞台が実施している地域振興事業について」については、引き続き株式会社夢舞台が実施するという認識でよろしいでしょうか。または、事業者側主体による実施を期待する事項という位置づけとなりますでしょうか。	前段については、株式会社夢舞台が実施することは想定していません。後段については、質問No.52の回答をご参照ください。
38					
39	公募要領	15	16 契約条件 (3) 事業運営に関する事項 エ	「譲渡対象事業以外の業務に従事する者及び採用内定者」については夢舞台以外の配置となっても問題ないでしょうか。	質問No.27の回答をご参照ください。
40	公募要領	15	16 契約条件 (3) 事業運営に関する事項 オ	雇用承継後の株式会社夢舞台への業務協力について、無償での労働提供となるのか、それとも費用負担は(株)夢舞台になるのかご教示ください。	無償での労働提供が前提ではありませんが、具体的な費用負担については、優先交渉権者決定後の協議を想定しています。
41	公募要領	15	16 契約条件 (3) 事業運営に関する事項 オ	雇用承継後の株式会社夢舞台への業務協力について、協力業務への従事に当たって時間的制限を設けることなどは想定されていますでしょうか。	質問No.40の回答をご参照ください。
42					
43					
44	公募要領	15	16 契約条件 (3) 事業運営に関する事項 カ	「ホテル事業について、譲渡日以前に発生した既存予約への対応を行うこと」とあるが、現時点で新規受付は終了しているのでしょうか。	現時点でホテル事業の新規予約受付は終了していません。

45	公募要領	15	16 契約条件 (3)事業運営に関する事項 カ	譲渡日以前に発生した既存予約への対応義務について、宿泊以外の宴会、婚礼、会議、レストラン予約等のどこまでが対象となるのか、ご教示ください。	譲渡実行日までに発生した全てのホテル事業関連の予約について、対応義務の対象となります。
46	公募要領	15	16 契約条件 (3)事業運営に関する事項 カ	ホテル事業について今後譲渡にあたり予約を閉じるなど現行営業活動の縮小の計画はあるか。	ホテル事業について、現行営業活動の縮小の計画はありません。なお、具体的な引継ぎの手法や条件については優先交渉権者との協議によって定めることを想定します。
47	公募要領	15	16 契約条件 (3)事業運営に関する事項 カ	ホテル事業の譲渡前において、2027年4月以降の予約内容についてはどのように決定されるか。	質問No.44～46の回答をご参照ください。
48	公募要領	15	16 契約条件 (3)事業運営に関する事項 カ	公募要領及び事業譲渡契約書(案)において、譲渡日以前に発生した既存予約への対応義務は『ホテル事業』について規定されていますが、当該既存予約には国際会議場に係る会議、宴会その他の利用予約も含まれるとの理解でよいで	現時点で令和9年4月以降の国際会議場の会議利用及び当該会議利用に付随する宴会利用等の予約は受け付けていません。
49	公募要領	15	16 契約条件 (3)事業運営に関する事項 カ	既存予約のうち、譲渡後の運営上、原価上昇等により不採算となる案件が存在する場合、その負担や調整の考え方をご教示ください。	株式会社夢舞台による負担は想定していませんが、提案時の当該負担や調整の考え方については、応募者において適切に判断してください。 なお、具体的な引継ぎの手法や条件については優先交渉権者との協議によって定めることを想定します。
50	公募要領	15	16 契約条件 (3)事業運営に関する事項 キ	定期駐車券による利用を引き続き認めることとありますが、無期限となるのでしょうか。	現在運用中の定期駐車券に期限は設けていません。 譲渡後に利用期限を設定する場合は、新事業者と駐車券利用者において協議を行ってください。
51	公募要領	15	16 契約条件 (3)事業運営に関する事項 ク	インフラ周りについて敷地分割からくる共用部の電気/水道などの算出に必要な機器(子メーターなど)は県負担での設置の認識で良いのでしょうか。	県運営部分の指定管理施設に関する機器(子メーター等)に関して、最低限の機能を有する機器を設置する費用について、県負担を予定しています。 詳細については契約事業者及び県が公募する予定の県運営部分の指定管理者が決定したのち、県も含めた3者で諸協議を行い定める予定としています。
52	公募要領	15	事業運営に関する事項	貴県は、ホテル等事業譲渡を受けた民間事業者に対し、指定管理施設(公共部分)の運営者も参画する「運営協議会(仮称)」を通じた淡路夢舞台全体の一体的な運営への貢献を求めています。(参照： llyume_koubo_youryou.pdf 15ページ) この運営協議会以外に、ホテル等事業と指定管理施設(公共部分)との間で、貴県が想定されている具体的な連携方策がございましたら、お聞かせください。 「【別紙1】株式会社夢舞台が実施している地域振興事業について」は、その対象となりますでしょうか。	「協議体」以外の具体的な連携方策については、応募者の提案に委ねます。 また、「株式会社夢舞台が実施している地域振興事業」は参考としてお示しているものであり、連携方策については事業者の創意工夫にもとづく積極的な提案を求めます。 合わせて、提案様式1-(2)「地域貢献・SDGs」の記載をご参照ください。

53	公募要領	15	事業運営に関する事項	淡路夢舞台全体の価値を最大化し、一体的なブランドを構築していく上で、ホテル等事業と指定管理施設(公共部分)との連携は不可欠であると考えております。この連携において、指定管理施設側でどのような柔軟な対応が可能でしょうか。また、一体的なブランド構築や連携を推進する上で、指定管理施設側で考慮すべき、あるいは法制度上等の制限となる事項がございましたら、具体的にご教示ください。	指定管理者施設側での具体的な対応については、「協議体」において議論・検討する想定です。また、質問No.52の回答の前段もご参照ください。 指定管理施設側で考慮すべき、あるいは法制度上等の制限となる事項については、温室等の施設は令和9年度以降、都市公園として位置付け、管理運営を行う予定であることから、都市公園に位置づけ後は都市公園法並びに兵庫県が定める関係条例・規則等に基づく制限を受けることになります。 詳細は県が別途公募する予定する指定管理の公募条件をご参照ください。 なお、譲渡対象以外の夢舞台関連施設に関する提案の有無や提案内容については、譲渡対象施設ではないため、直接的な提案を求めるものではありません。 ただし、公募要領16(3)「事業運営に関する事項」ケや提案様式1-(3)「実施体制」に記載の、淡路夢舞台の一体的運用を目的として設置される協議体に関する記載を踏まえ、どのような連携が可能かなど、応募者で検討・判断してください。
54	公募要領	15	事業運営に関する事項	淡路夢舞台全体の価値を最大化し、一体的なブランドを構築していく上で、ホテル等事業と指定管理施設(公共部分)との連携は不可欠であると考えております。指定管理施設(公共部分)に関する改修や事業方針、公募の考え方等、現在の想定で構いませんので、ご教示いただけますでしょうか。	指定管理施設(公共部分)に関する改修について、現時点において県として新たな改修工事を実施する計画はありません。 令和9年度以降の公の施設・指定管理に関する事業方針や公募の考え方については、「淡路夢舞台 創造的再生の基本方針」の「淡路夢舞台の未来ビジョン」を基本としています。 合わせて、質問No.53に回答もご参照ください。
55	公募要領	15	事業運営に関する事項	指定管理施設(公共部分)については、株式会社夢舞台様が指定管理者として運営を継続する可能性もあるという認識でよろしいでしょうか。	指定管理施設(公共部分)の指定管理者については、県が別途公募を実施する予定です。
56	公募要領	15	16 契約条件 (3)事業運営に関する事項 ケ	協議体の座長は県の担当者が担う想定とされているが、運営実態を踏まえた体制を協議することは可能でしょうか。	運営実態を踏まえた体制について協議することは可能です。
57	公募要領	15	16 契約条件 (3)事業運営に関する事項 ケ	協議体について、どの程度強制力があるのでしょうか。	契約事業者の提案に基づき、県及び株式会社夢舞台と契約事業者の間で合意された協議体への関与方針に従うことになります。
58	公募要領	15	16 契約条件 (3)事業運営に関する事項 ケ	協議体の期間は5年間で間違いないでしょうか。	淡路夢舞台の一体的運用を目的として設置される協議体であり、設置期限を設ける想定はありません。
59	公募要領	15	16 契約条件 (4)契約不適合責任	譲渡までに相応の期間がある中で、仮に天変地異や突発的事象により、事業継続に重大な影響を及ぼすレベルの損傷等が生じた場合、県・株式会社夢舞台としては、応募者・優先交渉権者との間でどのような情報共有や協議を想定されているでしょうか。	応募者の提案内容や優先交渉権者あるいは契約事業者との契約内容等に大きな影響を及ぼすような変更が生じた場合は、必要に応じて、情報提供等を行う想定です。なお、発生する事象に応じて応募者・優先交渉権者に対して協議を求めることとします。 合わせて、県有財産譲渡仮契約書(案)第15条及び事業譲渡契約書(案)第17条についてご留意ください。
60					

61	公募要領	15	16 契約条件 (4) 契約不適合責任	譲渡対象県有財産及び譲渡対象当社資産の種類、品質若しくは数量又はこれらに関する権利の内容など現在所有する総資産の変更があった場合、その内容は通知されますでしょうか。	質問No.59の回答をご参照ください。
62					
63	公募要領	16	16 契約条件 (5) 契約条件違反に係る違約金等 ア 県有財産譲渡契約における土地・建物の買戻し	原状回復についての「原状」とはどの時点を指すのでしょうか。	譲渡実行時点を指します。
64	公募要領	16	16 契約条件 (5) 契約条件違反に係る違約金等 イ 県有財産譲渡契約並びに事業譲渡契約における契約解除	契約を解除できると記載があるが、「目的を達成できない重要な条項」の詳細を教えてくださいませんか。	軽微な違反の場合には必ずしも解除に繋がらない趣旨の記載であり、契約内に定める各種条項について重要と考えられる違反があった場合には解除になり得るものご理解ください。
65	公募要領	18	17 契約事業者の決定方法及び契約における支払方法 (1) 譲渡対象県有財産の譲渡	仮契約後、兵庫県議会にて否決、もしくは(株)夢舞台株主総会にて否決され契約が解除された場合、その後の流れをご教示ください。	県有財産譲渡仮契約書(案)第19条及び事業譲渡契約書(案)第20条をご参照ください。
66	公募要領	18	18 その他留意事項 (1)	ONHMの技術援助契約を引き継ぐ場合は提案前に応募者がONHMと直接協議が必要だが、引き継がない場合はONHMとの直接協議は発生しないという理解で間違いないでしょうか。	ご認識のとおりです。
67	公募要領	18	18 その他留意事項 (1)	ONHMの技術援助契約を引き継がず、違約金が発生する場合は優先交渉権者が費用負担するのでしょうか。	優先交渉権者が当該契約に係る違約金を負担することは想定していません。
68	公募要領	18	18 その他留意事項 (1)	ONHMの技術援助契約を引き継がず、その違約金を優先交渉権者が費用負担する場合、金額をご教示ください。	質問No.67の回答をご参照ください。
69	公募要領	18	18 その他留意事項 (1)	必要に応じて、ONHMとの事前協議・同意取得が必要とあるが、「事前」とはいつの時点を基準として事前となるのでしょうか。(提案資料の提出前までに行えばよいのでしょうか)	公募要領18「その他留意事項」(1)に記載の通り、現行ホテルブランドの使用を前提とした事業計画を提案する場合は、当該事業計画についてONHMの事前同意を取得してください。また、具体的な同意取得のタイミングはONHMと事業者の間で調整してください。 現行ホテルブランドの使用を前提としない応募者については、提案書類提出前にONHMの同意を応募者自身が取得する必要はありません。
70	公募要領	18	18 その他留意事項 (1)	現行ホテルブランドの使用を前提としない事業計画を提案しない場合、かつONHMの解約同意が取れない場合、提出事業計画通りの運営が不可能となるが、その場合の取り扱いについてご教示ください。	優先交渉権者あるいは契約事業者の提案に基づく運営ができるように、県及び株式会社夢舞台において必要な対応を行う予定です。
71	公募要領	18	18 その他留意事項	現行ホテルブランドの使用を前提としない事業計画を提案するためにオークラニッコーホテルマネジメント様との本件技術援助契約の解約をしたい場合に、当該同意の取得ができずに本件技術援助契約が2036年3月まで継続されてしまうことは防ぎたいが、現時点でそのような懸念はないという理解で良いでしょうか。また当該同意の取得については貴県にもご協力いただけますでしょうか。	質問No.70の回答をご参照ください。

72	公募要領	18	18 その他留意事項 (1)	現状のONHMとの契約内容を開示は可能でしょうか。	当該契約内容の開示は行いません。 なお、公募要領18「その他留意事項」(1)に記載のとおり、現行ホテルブランドの使用を前提とした事業計画を提案する場合には、ONHMの同意が必要となりますので、同社と直接調整してください。
73	公募要領	18	株式会社オークラニッ コーホテルマネジメン ト(ONHM)との技術 援助契約に関する情 報開示について	公募要領18(1)(1lyume_koubo_youryou.pdf 18-19ページ)において、株 式会社オークラニッコーホテルマネジメント(ONHM)との技術援助契約および その承継・変更・解約に関する記載がございます。 つきましては、当該技術援助契約の内容について、詳細な開示をお願いいたし ます。	質問No.72の回答をご参照ください。
74	公募要領	22	別表第一、別表第二 建物、他固定資産	譲渡対象の固定資産類について、耐用年数(償却期間)、減損判定基準などは、 民間で採用されている会計ルールがこれまで適用されてきましたでしょうか。	県有資産については、次のとおりです。 ・地域整備事業会計が保有するホテル施設と駐車場及 び展望テラスレストランショップの一部については、地方 公営企業法、同法施行令及び同法施行規則に基づく会 計処理を行っており、概ね民間企業の処理に準じた複 式簿記を採用しています。 ・一般会計が保有する駐車場及び展望テラスレストラン ショップの一部と国際会議場については、民間で採用さ れている会計処理は適用していません。 株式会社夢舞台保有資産については、民間で採用され ている会計処理を適用しています。
75	公募要領	22	別表第二 当社保有 の譲渡対象当社資産 (固定資産)	リース契約の詳細は開示は可能でしょうか。	優先交渉権者決定後に開示する予定です。
76	公募要領	-	-	水利組合との契約/条件はありますでしょうか。	水利組合との契約等はありません。
77	公募要領	-	-	地元住民への周知や理解促進は県が行う予定でしょうか。	本公募の実施に係る住民対応等は県及び㈱株式会社 夢舞台が責任を負います。 譲渡日以降の譲渡資産及び譲渡事業の運営に関する 地元住民への周知や理解促進は、契約事業者の責任 で実施してください。 合わせて、県有財産譲渡仮契約書(案)第20条第3項 及び第21条並びに事業譲渡契約書(案)第21条第3項 及び第22条についてもご確認ください。
78	【別紙1】株式会社夢舞 台が実施している地域 振興事業について	1	当社が実施している 地域振興事業につい て	当該事業の運営方法や頻度について、協議の上で創造的再生の観点の元、変 更を加えることは可能でしょうか。	質問No.52の回答をご参照ください。
79					
80	【別紙1】株式会社夢舞 台が実施している地域 振興事業について	1	当社が実施している 地域振興事業につい て	当該事業の運営方法や頻度について、協議の上で創造的再生の観点の元、変 更を加える場合、それらの変更が提案の評価へ影響することはありますでしやう か。	「当社が実施している地域振興事業」の枠組みとしての 継続有無・継続内容に関する評価への影響について は、「提案様式1-(2)地域貢献・SDGs」をご参照くださ い。 また、地域振興や淡路夢舞台の創造的再生の観点で、 事業者側で新たに取組を行う場合には、評価の対象と なります。

81					
82					
83					
84	【別紙2】敷地分割に伴う管理区分及び管理方法に係る考え方	2	2. 基本的な考え方 ④修繕及び更新について	電気、ガス、水道等の夢舞台エリア全体での共有設備については、管理体制・費用負担等を管理協定において定めるとされていますが、当該管理協定の締結時期、締結当事者及び協議開始時期をご教示ください。	令和8年度内の締結に向けて調整を行う予定です。締結当事者は、契約事業者及び県(指定管理者)を想定していますが、協議開始時期については現時点では未定です。
85	【別紙2】敷地分割に伴う管理区分及び管理方法に係る考え方	2	2. 基本的な考え方 ④修繕及び更新について	電気、ガス、水道等の夢舞台エリア全体での共有設備については、管理体制・費用負担等を管理協定において定めるとされていますが、共通設備の保守点検等維持管理費に加え、電気等設備の修繕及び更新費用についても、具体的な費用負担の内容、方法及び判断基準を当該管理協定において定めるとの理解でよいか、併せてご教示ください。	ご認識のとおりです。
86	【別紙2】敷地分割に伴う管理区分及び管理方法に係る考え方	2	2. 基本的な考え方 ④修繕及び更新について	電気、ガス、水道等のインフラに対して、現在契約している供給会社を別の供給会社に変更することは可能か。	当該現行契約の取扱いについては、契約事業者の判断になります。なお、契約の承継及び解約等に伴う手続きや費用負担は契約事業者の責任において実施することとなります。また、公募要領3(2)「譲渡対象当社資産」及び【別紙2】「敷地分割に伴う管理区分及び管理方法に係る考え方」について、ご注意ください。
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					

99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115	提案要領	3	2 記載すべき内容、 審査項目及び全体的 な審査のポイント	「淡路夢舞台 創造的再生の基本方針」の「⑤県と事業者の役割分担」において、民間事業者の役割として「エリア戦略を踏まえたブランド開発」「体験型コンテンツ等、地域資源との連携」「公的施策、プロモーション等との連携」が挙げられています。(参照:yume_final report.pdf 30ページ) これらの項目について、貴県が期待する具体的な提案事例について、差し支えない範囲でご教示いただけますでしょうか。	具体的な提案事例は示しません。応募者が適切と判断する計画・内容等を提案してください。
116	提案要領	3	2 記載すべき内容、 審査項目及び全体的 な審査のポイント	「淡路夢舞台 創造的再生の基本方針」の「⑤県と事業者の役割分担」において、民間事業者の役割として「エリア戦略を踏まえたブランド開発」「体験型コンテンツ等、地域資源との連携」「公的施策、プロモーション等との連携」が挙げられています。(参照:yume_final report.pdf 30ページ) これらの項目について、提案内容を評価する際の具体的な基準(該当する評価項目等)について、差し支えない範囲でご教示いただけますでしょうか。	提案内容の審査にあたりご質問のような具体的基準は示しません。審査項目や審査のポイント等については、提案要領等をご参照ください。

117	提案要領	4	本公募における本件 県有財産及び本件事業の概要	譲渡対象以外の部分(植物園など)についての提案は求められていないという理解で宜しいでしょうか。事業計画及び運営計画ではホテル及び国際会議場についてのみの提案のように見受けられますが、別表第一における夢舞台全体構想の中にもこれら譲渡対象外の部分(植物園など)についての提案は含まれない、という理解で良いでしょうか。	質問回答No.53の回答をご参照ください。
118	提案要領	5	別表第一 審査項目 と審査のポイント及び 配点	安定運営・リスク対応の項目において「多大な影響を与える可能性のあるリスク」とはどの内容を想定していますでしょうか。	当該リスクについては、応募者で想定のうえ、提案してください。
119	提案要領	5	別表第一 審査項目 と審査のポイント及び 配点	安定運営・リスク対応の項目に関連して、既に運用されているリスク対応マニュアルなどは開示いただけますでしょうか。	当該資料は開示できません。 また、合わせて、質問No.118の回答をご参照ください。
120	提案要領	5	別表第一 審査項目 と審査のポイント及び 配点	国際会議場エリアにおける提案で、国際会議以外の用途での使用は可能でしょうか。	可能です。
121	提案要領	5	別表第一 審査項目 と審査のポイント及び 配点	国際会議場エリアにおける提案で、国際会議場としての用途を考えない場合、15点の配分は丸々無くなるのでしょうか。	会議場として使用する場合/会議場以外の用途で使用する場合いずれかの用途で評価します(どちらの場合においても、当該項目の配点は15点となります。)
122	提案要領	15	事業運営に関する事項	上記と関連しますが、夢舞台の従業員は原則全員継続雇用との記載がございますが、該当従業員のうち、夢舞台にて指定管理を行っている施設の人員も含んでいるように読めます。指定管理施設について今回提案対象外になっている中、こちらのお考えについてお伺いさせていただきます。	指定管理施設の指定管理者についても公募する方針である中、譲渡対象施設の社員のみを対象にした場合、譲渡時点の人事配置によって対象外施設に勤務している社員に不利益が生じる可能性を否定できないため、全社員を対象としています。
123	提案要領	18	その他留意事項	ONHMとの本件技術援助契約を前提としない事業計画を策定予定ですが、県・夢舞台側にて解約してもらえる前提で良いかご確認ください。また、引渡し のタイミングで解約ができるか否かについてご教示ください。	質問No.70の回答をご参照ください。
124					
125	県有財産譲渡契約書 (案)	5	譲渡日以降5年間の 株主構成等変更に関 する認可の想定につ いて	県有財産譲渡仮契約書(案)第12条第1項第4号(4lyume_keiyaku_01.pdf 5ページ)および事業譲渡契約書(案)第14条第1項第3号(42yume_keiyaku_02.pdf 6ページ)において、譲渡日以降5年間における第三者との合併、会社分割、株主構成等の重要な変更を行う場合、あらかじめ甲(県または株式会社夢舞台)に通知することと記載されております。通知を行った上で、甲から認可が下りないケースとして、具体的にどのような状況が想定されるか、また、その判断基準についてご教示いただけますでしょうか。	契約事業者の体制や構成について重要な変更を行う場合に、県または株式会社夢舞台に通知を求める趣旨であり、当該通知に対する県または株式会社夢舞台の承諾を想定していません。